

国民年金保険料の納付は

口座振替が

便利でお得

口座振替のメリット

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

また、「前納」や「早割(当月末振替)」で納付すると、割引が適用され保険料がお安くなります。

● 申込方法

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入し、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳等)と通帳、届出印をご持参のうえ、金融機関(ゆうちょ銀行含む)、または年金事務所(郵送も可)で手続きしてください。

申出書は、住民課、金融機関(ゆうちょ銀行含む)、年金事務所の窓口へ備え付けているほか、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。

● 留意点

※口座振替で平成30年度分の2年前納、1年前納、半年前納を希望する方は**2月28日(水)まで**にお申込ください。

※口座振替が開始されるまで、2ヶ月程度かかりますので、お早めにお申込ください。

※一部免除に該当している方は、口座振替の前納制度は利用できません。

※納付額と割引額は平成29年度のもので、平成30年度以降は多少異なります。

	口座振替による納付 【割引額】	現金による納付 【割引額】
毎月納付 (翌月末振替)	16,490円 【-】	16,490円 【-】
早割 (当月末振替)	16,440円 【50円】	適用なし
半年前納	97,820円 【1,120円】	98,140円 【800円】
1年前納	193,730円 【4,150円】	194,370円 【3,510円】
2年前納	378,320円 【15,640円】	379,560円 【14,400円】



クレジットカードによる 納付もできます

クレジットカード納付は、クレジットカード会社が保険料を継続的に立替納付するものです。
※クレジットカードを提示し、直接納付していただく方法ではありません。

● 申込方法

「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入し、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳等)とクレジットカード、クレジット納付に関する同意書(被保険者とカード名義人が異なる場合)をご持参のうえ、年金事務所(郵送も可)で手続きしてください。

申出書は、住民課、年金事務所の窓口へ備え付けているほか、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。
なお、2年前納や1年前納、半年前納の割引額は現金納付と同じ割引額です。

● 留意点

※クレジットカードで平成30年度分の2年前納、1年前納、半年前納を希望する方は**2月28日(水)まで**にお申込ください。

※クレジットカード納付が開始されるまで、1ヶ月程度かかりますので、お早めにお申込ください。
※一部免除に該当している方は、クレジットカード納付は利用できません。

問 千葉年金事務所

☎ 043(242)6320

佐原年金事務所

☎ 0478(54)1442

住民課国保年金班

☎ (84)1214